

・取締役会への迅速なリスク情報報告

一方、引き続き改善が必要な項目や、今回の評価にて新たな課題も確認されたことから、今後も改善に向けた取組みを進めていきます。

(課題及び改善に向けた取組みは[更なる実効性向上に向けた取組み]をご参照ください。)

上記分析結果等を踏まえた取締役会での議論の結果、当社取締役会は、「改善の余地があるものの、各種対応策を進めており、取締役会の実効性は確保されている」と判断します。

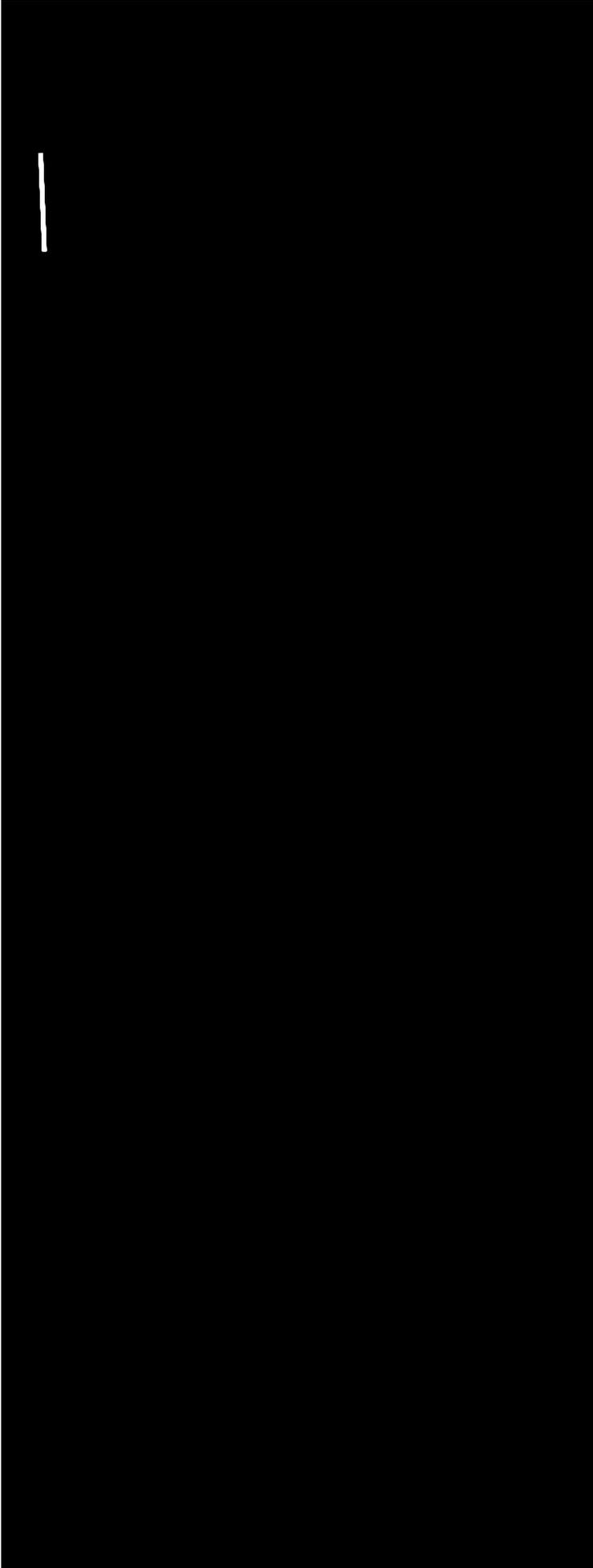
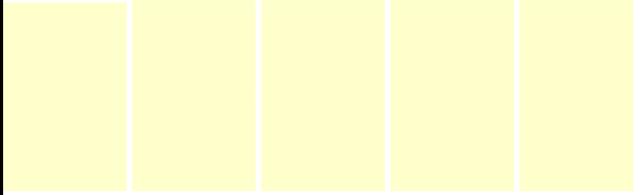
[更なる実効性向上に向けた取組み]

今回の評価結果及び取締役会での議論を踏まえ、取り組むべき課題として設定した主な項目は以下のとおりです。今後更なる取締役会の実効性向上に向けた取組みを進めていきます。

取締役会における中長期経営方針に関する議論の充実

改訂ガバナンスコードを踏まえた重要な経営方針・戦略(サステナビリティ経営方針・人事戦略・コーポレートトランスフォーメーション等)に関し、取締役会にて定期的に議論します。

取締役の人財要件の明確化





2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、証券取引所の定める適時開示規則等を遵守し、適時適切な会社情報を投資者に正確かつ公平に提供することを目的として、適時開示を必要とする事項、かつその取扱いを定めた「会社情報の適時開示に関する規則」を設け、当該社内規則に則して以下の適時開示に係る社内体制を構築し、会社情報の開示を行っています。

- ・「会社情報の適時開示に関する規則」に従業員に対して周知徹底する。
- ・「会社情報の適時開示に関する規則」において定められた事象が発生した場合、当該事象について業務上所掌する部門の責任者(以下「主管部門長」という)は、情報取扱責任者である本社総務部長(以下「総務部長」という)へ当該事象に係る情報を速やかに報告する。